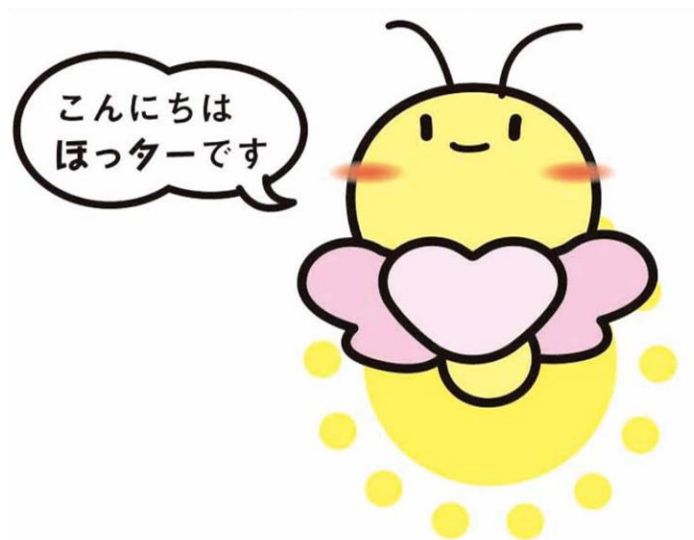


認知症の方を 支援するための サービス一覧



札幌市地域包括支援センター
イメージキャラクター「ほっター」

認知症の方を支援するためのサービス

	元気高齢者 （自立）	認知症の疑い	見守りがあれば 生活できる	日常的に 介護が必要	常に介護 が必要
介護予防・交流支援	老人クラブ				
	シニアサロン				
	おとしより憩の家				
	老人福祉センター				
	介護予防教室				
	ふれあい・いきいきサロン				
	認知症カフェ				
役割支援・社会参加			介護保険サービス（重度化予防）		
			通所介護		
			小規模多機能型		
	シニア大学				
	シルバー人材センター				
	認知症サポーター				
	介護サポーター				
生活支援			通所介護		
			小規模多機能型／看護小規模多機能型		
	NPO等による生活支援等サービス				
	地域支え合い有償ボランティア事業（ほっ・と支え愛事業）				
	福祉除雪				
		配食サービス			
		さわやか収集			
			訪問介護		
			通所介護		
			短期入所生活介護		
			小規模多機能型／看護小規模多機能型		
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
				おむつサービス	
				理美容サービス	

※ 上記は認知症の状態に応じたサービス利用の目安です。認知症の状態によっては、必ずしもサービスを利用できるとは限りません。詳しくは 20 ページ以降の照会先等にお問い合わせください。

※ 下線が引いてあるサービスは、札幌市公式ホームページで詳細をご確認いただけます。

	元気高齢者 (自立)	認知症の疑い	見守りがあれば 生活できる	日常的に 介護が必要	常に介護 が必要
安否確認・見守り	民間事業協定				
	福祉のまち推進事業				
	民生委員				
		あんしんコール			
		配食サービス			
		SOSネットワーク			
身体的ケア支援	NPO等による生活支援等サービス				
			訪問介護		
			通所介護		
			短期入所生活介護		
				小規模多機能型／看護小規模多機能型	
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
受療支援		認知症かかりつけ医／認知症サポート医			
		認知症対応専門医がいる医療機関			
		認知症疾患医療センター			
			訪問看護		
				看護小規模多機能型	
				定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
服薬支援					訪問診療医
	NPO等による生活支援等サービス				
			訪問看護		
				看護小規模多機能型	
介護サービス調整				定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
	介護予防センター				
	区役所保健福祉課				
	地域包括支援センター				
	認知症コールセンター				
	医療ソーシャルワーカー／地域医療連携室等				
			居宅介護支援事業所		

※ 上記は認知症の状態に応じたサービス利用の目安です。認知症の状態によっては、必ずしもサービスを利用できるとは限りません。詳しくは 20 ページ以降の照会先等にお問い合わせください。

※ 下線が引いてあるサービスは、札幌市公式ホームページで詳細をご確認いただけます。

家族支援	認知症サポーター
	生活支援型ショートステイ
	認知症カフェ
	家族会
	若年性認知症の人と家族のくらしの手引き
	男性介護者の交流会（ケア友の会）
住まい	短期入所生活介護／短期入所療養介護
	養護老人ホーム
	軽費老人ホーム
	生活支援ハウス
	有料老人ホーム
	サービス付き高齢者住宅
	高齢者向け優良賃貸住宅
	住宅改修
	グループホーム
	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
権利擁護	介護療養型医療施設
	介護医療院
	成年後見制度（任意後見含む）
	高齢者虐待相談
	日常生活自立支援事業

- ※ 上記は認知症の状態に応じたサービス利用の目安です。認知症の状態によっては、必ずしもサービスを利用できるとは限りません。詳しくは 20 ページ以降の照会先等にお問い合わせください。
- ※ 認知症の状態によっては、各種障害者手帳の取得、特別障害者手当や各種障がい福祉サービス等を受給できる場合があります。詳しくは 20 ページ以降の照会先等にお問い合わせください。
- ※ 下線が引いてあるサービスは、札幌市公式ホームページで詳細をご確認いただけます。

認知症初期集中支援チーム

適切なサービスにつながない認知症の方（認知症の疑いを含む）とその家族をチーム員が訪問して、必要な医療・介護等のサービスにつなげるように支援します。

対象者

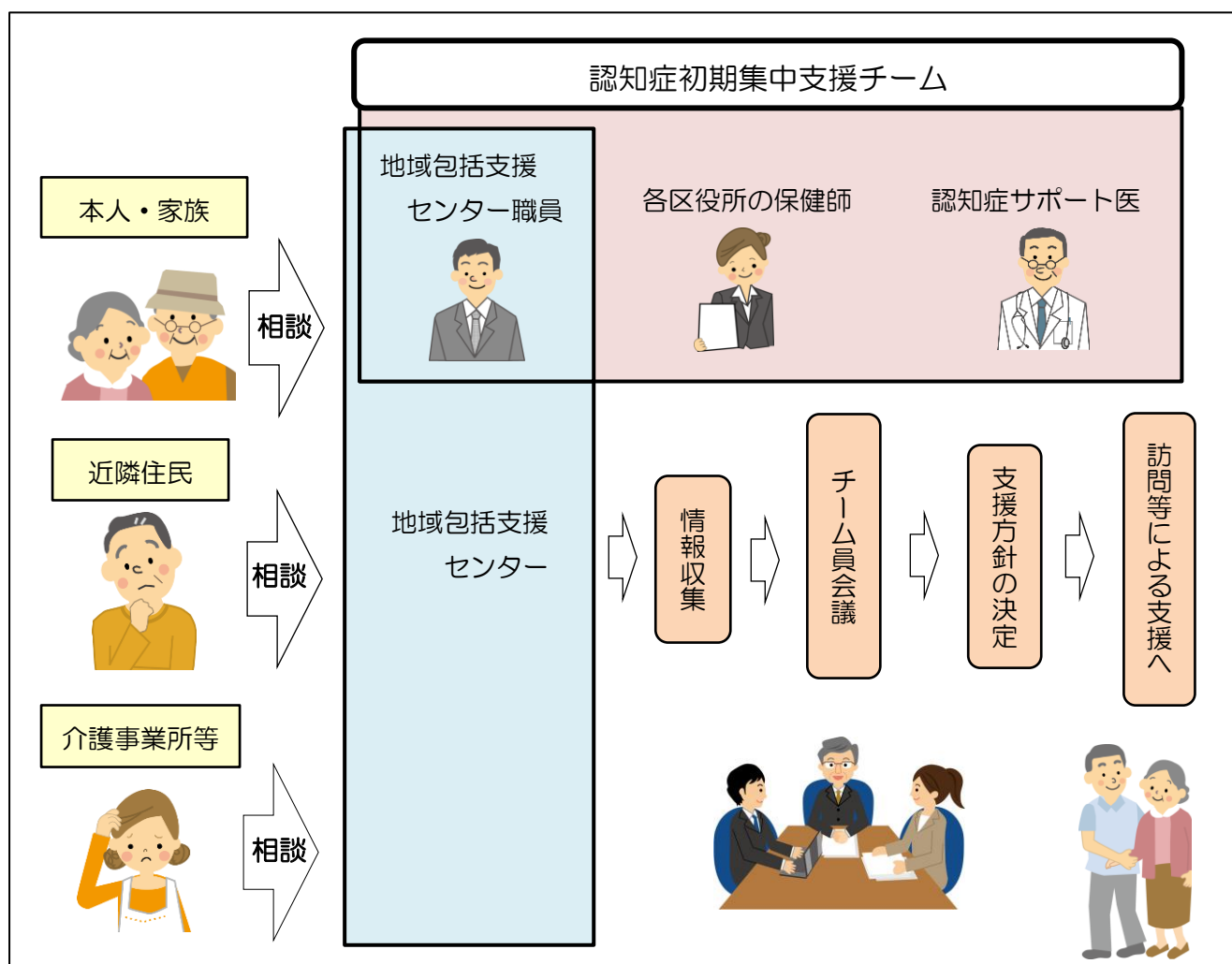
40 歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症の方もしくは認知症が疑われる方で、次の①～②のいずれかに該当する方。

- ① 医療や介護のサービスを利用していない、または中断している方で、認知症の症状などで日常生活にお困りの方。
- ② 医療や介護のサービスを利用しているが、認知症の症状が強く、対応にお困りの方。

相談先

- 各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ
- 札幌市地域包括支援センター⇒ 36～37 ページ

サービスの流れとチーム員



札幌認知症の人と家族の会 認知症介護者の心のよりどころ

札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7

(2階) 北海道ボランティア・市民活動センター内

電話&FAX 011-281-2969 10:00~15:00

活動日：火曜日・水曜日

「札幌市社会福祉総合センター」でも相談を受け付けています。

活動日：金曜日のみ 電話：011-614-1006 時間：13:00~16:00

活動の内容



主な内容

- ・私のこと
- ・家族関係図
- ・身体・健康状況
- ・「介護保険」利用状況
- ・私の性格
- ・趣味、特技、活動
- ・親族、交友関係
- ・私の願い

ほか



※1冊：350円

購入のお申し込みは、「札幌認知症の人と家族の会」へ

NPO法人北海道若年認知症の人と家族の会（北海道ひまわりの会）

若年認知症の本人とその家族が中心となり、若年性認知症に関する情報交換や、家族や本人が抱える悩みを話し合える場として、活動しています。電話や面談による若年性認知症に関する相談対応のほか、介護家族が集まっての情報交換・勉強会などを行う「つどい」などを実施しています。

電話&FAX：011-205-0804 携帯：090-8270-2010

活動日：火曜日・水曜日・木曜日 / 10:00~15:00

札幌市では、若年性認知症に関する基礎知識や活用できる各種サービスの利用方法、相談機関等について掲載した手引きを発行しております。
(NPO法人北海道若年認知症の人と家族の会が編集)



「受診手帳」は、事前に本人の症状や生活の変化を記録（複写方式）し、受診時に医師とお話しがしやすいようにしたものです。高齢・若年にかかわらず使用できます。

「北海道若年認知症の人と家族会」発行
1冊 300円 購入は家族会に申込みください。



お元気な方向けの主なサービス

※利用の条件についてはサービスによって異なりますので、各種サービスの説明をご覧ください。

札幌シニア大学

高齢の方が、地域活動の推進役となることを目的に、地域貢献活動、健康づくり、リーダーシップなどの必要な知識を身に付けるための学習講座です。

対象者 50 歳以上

費用 2 年間の修学期間に対し、1 年ごとに修学金（15,000 円）の負担があります。

照会先 （一社）札幌市老人クラブ連合会 TEL：614-0153

シルバー人材センター

高齢者が働くことを通して社会参加をし、自らの生きがいの充実と健康の推進を図るとともに、活力ある社会づくりに貢献することを目的とする公益社団法人です。

一般家庭、民間事業所等から臨時的・短期的な仕事を引き受け、会員各人の希望・経験・能力に応じて仕事を提供します。

対象者 おおむね60歳以上の方

照会先 公益社団法人札幌市シルバー人材センター

名称	所在地	電話番号
中央支部 (担当：中央区・豊平区・南区)	中) 大通西19 社会福祉総合センター2階	614-2155
北支部 (担当：北区・東区)	北) 北24西5 札幌サンプラザ3階	788-6915
東支部 (担当：白石区・厚別区・清田区)	白) 本通16南 リフレサッポロ1階	826-3279
西支部 (担当：西区・手稲区)	西) 琴似2-2 高道ビル2階	615-8228

ボランティア活動センター

ボランティア活動の普及啓発、人材育成のための研修、相談、登録・コーディネートを行うなど、ボランティア活動の拠点として役割を担っています。

内容

- ボランティア相談、登録、コーディネート ●ボランティア活動の拠点運営
- 広報誌などによる普及啓発 ●各種ボランティア講座の開催 ボランティア体験
- ボランティア保険加入 ●福祉教育推進 ●障がい者講師等派遣
- 災害ボランティアセンターの設置・運営

照会先 札幌市社会福祉協議会（ボランティア活動センター）⇒ 35 ページ

介護サポートポイント

介護保険制度への理解を深め、自身の健康増進と介護予防に役立ててもらうため、介護サポーターとして登録を受けた方が、対象の介護施設などでボランティア活動を行った際、その活動に対してポイントを付与し、ポイントに応じた現金を交付します。定期的に行われる介護サポーター説明会を受講していただくことで、介護サポーターへの登録が可能です。

対象者 要介護認定（要介護 1～5）を受けていない札幌市の介護保険被保険者証をお持ちの 65 歳以上の方

内容

- レクリエーション等のお手伝い ●お茶出し等の補助 ●散歩、外出、施設内移動の補助 ●施設の行事に関するお手伝い（模擬店、会場設営、利用者の移動補助）
- 演芸披露 ●話し相手、傾聴 ●施設職員とともに行う軽微かつ補助的な作業など

照会先 札幌市社会福祉協議会(ボランティア活動センター) ⇒ 35 ページ

老人クラブ

地域のおおむね 60 歳以上の方々がお互いに交流して、ボランティア活動、生きがい、健康づくりなどの活動を行うための集まりです。ウォーキングなどの健康づくり・スポーツ活動、舞踊・書道などの教養活動、友愛訪問や清掃奉仕など幅広い活動を行います。

照会先 ●各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

●（一社）札幌市老人クラブ連合会 TEL：614-0153

シニアサロン

高齢の方が気軽に集い、交流を深めるための居場所で、地域貢献なども行っています。高齢者団体が自主的に運営しており、補助制度もあります。

照会先 高齢保健福祉部高齢福祉課⇒ 35 ページ

おとしより憩の家

地域の 60 歳以上の方が、親睦やレクリエーション等のため利用できる場です。

利用時間 施設によって利用できる曜日と時間に違いがあります。

照会先 各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

ふれあい・いきいきサロン

身近な住民どうしの「仲間づくり」や「居場所づくり」を進める活動です。社会福祉協議会では開設支援及び運営相談のほか、5 年間を限度とした助成を行っております。

照会先 各区社会福祉協議会⇒ 35～36 ページ

老人福祉センター

高齢の方の健康増進、教養の向上およびレクリエーション等に利用していただくことを目的とした施設です。

対象者 市内在住の 60 歳以上の方

料 金 無料。ただし浴室は利用 1 回につき 200 円 **利用時間** 9:00~17:00

照会先 各老人福祉センター⇒ 36 ページ

介護予防センター

高齢の方々が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、保健福祉の資格を持つ専門職員が介護予防をはじめとした様々なご相談に応じます。

また、介護予防教室の開催、地域の介護予防活動に関する支援も行っています。

照会先 各介護予防センター⇒ 36~37 ページ

札幌市介護予防センターの
イメージキャラクター「かよるん」



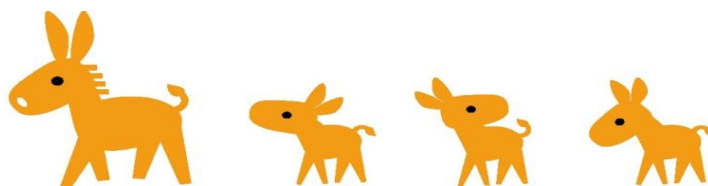
認知症サポーター養成講座

認知症について学び、正しい知識を持って認知症の方やそのご家族を支える「認知症サポーター」を養成しています。

照会先 各地域包括支援センター⇒ 36~37 ページ

高齢保健福祉部介護保険課⇒ 35 ページ

※詳細については、インターネットで「[札幌市認知症ナビ](#)」を検索し、「認知症サポーター養成講座」をご確認ください。



「ロバ隊長」は、「認知症サポーターキャラバン」のマスコットです。認知症サポーターの「キャラバン」(隊商)の隊長として、「認知症になっても安心して暮らせる町づくり」への道のりの先頭を歩いています。ロバのように急がず、しかし一歩一歩着実に、キャラバンも進んでいきます。

出典：認知症サポーターキャラバンの手引き

少し手助けが必要となった時に利用できる主なサービス

※利用の条件についてはサービスによって異なりますので、各種サービスの説明をご覧ください。

配食サービス

配食を必要とする方の事情をうかがい、実情にあったプランを立てて、月～土曜日の週6日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く）の範囲で、夕食をお届けします。また、お届けするときに声かけをして、安否を確認します。

対象者 原則 65 歳以上のひとり暮らしの方で、高齢者や病気などで体が弱く、日常的に食事の調理が困難な方

利用料 1 食あたり 500 円

照会先 各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

あんしんコール

ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報装置を自宅に設置し、健康等の相談に24時間対応するほか、受信センターから定期的な電話掛け（お元気コール）を行います。また、急病などの緊急時は、受信センターが救急車を要請するなど状況に応じた支援を行い、高齢者の安心した在宅生活をサポートします。

照会先 ①または②に該当する方

①「65 歳以上でひとり暮らしか、世帯全員が65歳以上」で、ご本人が次のいずれかの身体要件に該当

- 慢性疾患により日常生活上注意を要する
- 要介護認定または要支援認定を受けている
- 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者

②「85歳以上でひとり暮らし」（身体要件なし）

利用料 月額 900 円（市町村民税非課税世帯は 300 円、生活保護受給者は無料）

照会先 各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

福祉除雪

道路に面している一戸建ての住宅に住み、約 500 メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住しておらず、自力で除雪することが困難と認められる世帯で、70 歳以上の方や重度の身体障がい者の方だけで構成されている世帯等に対して、地域の協力員が道路に面した出入り口部分と玄関先までの通路部分の除雪を行います。

費用 1 冬あたり 10,000 円、非課税世帯 5,000 円、生活保護受給者は無料

照会先 ●各区社会福祉協議会 ⇒ 35～36 ページ

●各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

生活支援型ショートステイ

要支援・要介護認定を受けていない虚弱な 65 歳以上の方が、家族などの介護を一時的に受けられないときなどに、養護老人ホームに短期間宿泊することができます。

費 用	1 日あたり 320 円と食事代の実費負担（生活保護受給者は食事代のみ）
施 設	養護老人ホーム長生園、慈啓会ふれあいの郷養護老人ホーム
照会先	各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

養護老人ホーム

家庭環境や経済的な理由などにより、自宅で養護を受けることが困難になった高齢の方をお世話する施設です。

対 象	原則として 65 歳以上の方で、本人とその世帯の生計中心者が 市民税の所得割の額を課税されていない方
-----	---

費 用	収入に応じた負担があります。
照会先	各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

軽費老人ホーム（A 型、B 型、ケアハウス）

家庭環境や住宅事情、身体的な機能低下などの理由により、自宅での生活に不安があり、家庭による援助が困難になった 60 歳以上の方が生活する施設です。全室個室で夫婦で入居することもできます。3 食付きの「A 型」、自炊型の「B 型」のほか、入居者の収入制限のない「ケアハウス」があります。

費 用	収入に応じた負担のほか、光熱水費等の実費負担があります。
照会先	高齢保健福祉部事業指導担当課⇒ 35 ページ

生活支援ハウス

ひとり暮らしや夫婦のみの世帯で、高齢などのために居宅で生活することに不安のある、60 歳以上の方を対象とした施設です。

費 用	収入に応じた負担や電気代等の実費負担があります。
照会先	各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

介護が必要となった時に利用できる主なサービス

※利用の条件についてはサービスによって異なりますので、各種サービスの説明をご覧ください。

おむつサービス

家庭で常時おむつを使用している要介護 4～5 の高齢者や、要介護 3 で認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」の項目がⅢ以上で（イ）認定調査票の「排尿」又は「排便」のいずれかの項目が「全介助」となっている方に紙おむつの宅配を行います。また、配達の際は指定ゴミ袋（1 回の配達につき、20ℓ用 10 枚）を一緒にお届けします。

費用 費用の 1 割（月 1 回 上限額 6,500 円／月）生活保護受給者は無料

照会先 各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

理美容サービス

理容室・美容室へ行くことができない、ねたきりの高齢者の家庭を理容師・美容師が訪問して整髪等を行います。（お一人あたり 1 年に 4 回まで）

費用 1 回／2,000 円 生活保護受給者は無料

照会先 各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

さわやか収集（札幌市要介護者等ごみ排出支援事業）

ごみステーションにごみを排出することが困難な高齢の方や障がいのある方などへの支援として、燃やせるごみなどの「生活ごみ」は玄関先等から収集し、「大型ごみ」は家の中から運び出して収集します。また、希望者には、ごみの収集時に声掛けによる安否確認も行います。支援は無料ですが、事前のお申し込みが必要です。

対象 ごみの排出が困難で、親族や近隣住民、地域ボランティア等の支援が受けられず、次の 1～3 のいずれかの要件に該当する方。

なお、2 人以上の世帯の場合は、満 15 歳に到達した日以後最初の 3 月 31 日までの者及びホームヘルプサービスを利用している 18 歳未満の者を除く世帯員全員が要件に該当する場合に、当該事業の対象となります。

- 1 介護保険の要介護 2 以上または障害福祉サービスの障害支援区分 3 以上。
- 2 介護保険の事業対象者、要支援 1・2 または要介護 1 か、障害福祉サービスの障害支援区分 1・2 で、本人または世帯内のどなたか 1 人以上がホームヘルプサービスを利用していること。

※事業対象者とは、平成 29 年 4 月から開始している札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者のこと。

- 3 障害福祉サービスの同行援護を利用していること。

照会先 ●生活ごみの収集：お住まいの区を所管する清掃事務所⇒ 35 ページ

●大型ごみの収集：大型ごみ収集センター⇒ 35 ページ

訪問による介護サービス

- 訪問介護：ホームヘルパーの訪問による身体介護や生活支援
- 訪問入浴介護：移動入浴車などでの訪問による入浴の介助
- 訪問リハビリテーション：理学療法士などの訪問によるリハビリテーション
- 訪問看護：看護師などの訪問による病状の観察、医療処置
- 居宅療養管理指導：医師、薬剤師などの訪問による医学的な管理や指導

通所・短期入所

- 通所介護（デイサービス）：通いによる入浴や日常動作訓練など
- 通所リハビリテーション：通いによるリハビリテーションなど
- ショートステイ：短期入所しながらの介護や機能訓練など

地域密着型サービス

- 地域密着型通所介護（デイサービス）：通いによる入浴や日常動作訓練など
※定員 18 人以下のデイサービス
- 夜間対応型訪問介護：夜間の定期巡回や随時訪問、通報に応じたサービス
- 認知症対応型通所介護：認知症の状態の方の通いによる入浴や日常動作の訓練
- 小規模多機能型居宅介護：通いを中心に訪問や泊りのサービス
- 看護小規模多機能型居宅介護：小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：ホームヘルパーと看護師による定期巡回や随時訪問、通報に応じたサービス

ケアプラン

- 居宅介護支援：必要な支援を受けるために、介護支援専門員がケアプランを作成

その他の在宅サービス

- 福祉用具貸与：歩行器、住宅改修をともなわない手すりなど福祉用具の貸与
- 福祉用具購入：ポータブルトイレなど福祉用具を購入した費用の一部を給付



介護保険制度（保険料、サービス費用、サービス利用の手続きなど）について、詳しくは各区役所（保健福祉課）にて配布しておりますパンフレット「なるほど実になる介護保険」をご覧ください。

●介護保険についてのお問い合わせ先

各区役所（保健福祉課）または介護保険課⇒ 35 ページ

住宅改修費の支給

介護保険で要支援、要介護と認定されている方が、現に居住している住宅の小規模な改修を行った場合、改修費の一部が償還されます。住宅改修費の支給を受けようとする方は、介護保険の認定を受けた上で、改修に着手する前に、担当のケアマネジャーまたは区役所保健福祉課にご相談ください。

照会先 各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

住まいの修繕・リフォームの相談窓口

家屋の修繕やリフォーム、バリアフリー改修、設備工事などの相談に応じ、相談内容に適した企業を紹介します。

照会先

相談窓口	事業実施地域	電話番号
住まいと暮らしの相談室 （東区北 17 条東 8 丁目 1-5）	中央・北・東・白石・厚別・豊平・清田・南・西区	731-3728
いい家づくりコム （手稲区新発寒 5 条 2 丁目 11-14 BS ビル）	中央・北・白石・厚別・豊平・西・手稲区	624-5747

高齢者向け優良賃貸住宅

札幌市の認定を受けた民間事業者が建設し運営している高齢者向けの優良な賃貸住宅で、管理開始から 20 年間に限り、所得が一定基準以下の入居者に対して家賃の一部を補助しています。

バリアフリー構造であり、各住戸に緊急通報装置が設置されています。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL：211-2807

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して住み続けることができるよう、各住戸の面積や設備、バリアフリー構造といったハード面で一定の基準を満たすとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービス等を提供する高齢者向けの住宅です。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL：211-2807

有料老人ホーム

入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他日常生活上必要なサービスを提供する高齢者施設であり、入居要件等は、各施設によって異なります。

費用 施設ごとに定められています。

照会先 高齢保健福祉部事業指導担当課⇒ 35 ページ

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症の状態にある高齢者が 5～9 人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる入浴・排せつ・食事などの日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な高齢者等が入所します。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介護や健康管理が受けられます。

介護老人保健施設

症状が安定し、リハビリテーションに重点をおいたケアが必要な高齢者等が入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者等のための医療機関の病床です。医療、看護、介護などが受けられます。

介護医療院

長期療養や日常生活に介護が必要な高齢者等が入所します。医療と介護の一体的なサービスを受けられます。

以上の介護保険による入所施設について

費用 サービス費用の 1 割（※）のほかに、食費、居住費等の利用者負担がかかります。
※一定以上の所得の方は費用の 2 割または 3 割

照会先 各区役所（保健福祉課）または高齢保健福祉部事業指導担当課 ⇒ 35 ページ

徘徊認知症高齢者 SOS ネットワーク

認知症高齢者の行方がわからなくなったとき、消防署、タクシー、地下鉄などの公共機関、郵便局、ラジオ局等の協力を得て、速やかに捜索・保護します。

相談先 中央警察署（242-0110） 東 警察署（704-0110）
西 警察署（666-0110） 南 警察署（552-0110）
北 警察署（727-0110） 白石警察署（814-0110）
豊平警察署（813-0110） 厚別警察署（896-0110）
手稲警察署（686-0110）

相談の際に提供する情報

届出者の氏名・連絡先等、行方不明者の氏名、生年月日、特徴、行方不明になった時期・状況、かかりつけ医療機関、過去の徘徊歴など。

日常生活自立支援事業

認知症や精神障がい等により日常生活を送るうえで不安がある方へ、福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用のために必要な手続きまたは費用の支払い等の支援を行います。

照会先 各区社会福祉協議会⇒ 35～36 ページ

成年後見事業

成年後見制度についての利用手続きや、仕組みに関する相談に応じます。

相談先 札幌市成年後見推進センター⇒ 35 ページ

若年性認知症の人と家族のくらしの手引き

若年性認知症に関する基礎知識や各種サービスの利用方法や相談機関等について解説した冊子です。

照会先 ●高齢保健福祉部介護保険課⇒ 35 ページ
●北海道若年認知症の人と家族の会⇒ 21 ページ

※詳細については、インターネットで「[札幌市認知症ナビ](#)」を検索し、ご確認ください。

その他の相談先やつどい・交流会など

認知症対応専門医のいる医療機関・訪問診療

札幌市医師会のホームページでは、認知症対応専門医がいる医療機関や認知症の方の訪問診療に対応可能な医師の検索ができる「[在宅療養情報マップ](#)」を公開しております。

認知症サポート医

「認知症サポート医」は、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言を行うとともに、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役等を担う医師のことです。

照会先 各区役所（保健福祉課）もしくは介護保険課⇒ 35 ページ

※詳細については、インターネットで「[札幌市認知症ナビ](#)」を検索し、「札幌市認知症サポート医登録者名簿」をご確認ください。

認知症疾患医療センター

認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、最新医療の適切な提供、専門医療相談、診断後の相談支援等を行う医療機関です。かかりつけ医や専門医療機関とも連携し、認知症の方が適切な医療を受けられるように支援する役割も担っています。

なお、センターの受診にあたっては、原則、かかりつけ医や専門医からの紹介状が必要となります。センターの受診を希望される方は、受診の前に、かかりつけ医へご相談ください。

照会先 各区役所（保健福祉課）もしくは介護保険課⇒ 35 ページ

※詳細については、インターネットで「[札幌市認知症ナビ](#)」を検索し、「認知症疾患医療センター運営事業」をご確認ください。

札幌市認知症コールセンター

認知症に関するご相談に、専門の相談員が電話で対応します。内容によって医療や福祉、介護などの機関につながります。

相談先 札幌市認知症コールセンター TEL：206-7837

利用時間 10：00～15：00（月～金） 祝日、年末年始を除く

高齢者虐待相談

「これは虐待ではないかしら？」と思ったらまずはご相談ください。

相談先

- 各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ
- 札幌市地域包括支援センター⇒ 36～37 ページ

民生委員の巡回相談

地区の民生委員が、ひとり暮らしの高齢者等のご家庭を訪問し、最近の様子や日ごろのお悩みになっている事からなどについてご相談に応じています。この巡回相談に先立ち、70歳を迎えられるころに世帯状況や緊急連絡先などをお伺いするため、皆様のお宅を訪問します。

照会先

各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

福祉のまち推進事業

市民の自主的な福祉活動を行う組織として、概ね連合町内会ごとに「地区福祉のまち推進センター」を設置し、だれもが安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域住民による日常的な福祉の支え合い活動を進めています。

内容

- 軽易な日常生活支援活動（見守り・訪問活動、話し相手、相談援助、ゴミ出し等の簡単な生活援助、除雪など）
- 交流会活動（サロン活動、食事会、ふれあい交流会など）
- 研修活動（ボランティア研修、介護にかかわる講座など）

照会先

各区社会福祉協議会⇒ 35～36 ページ

地域支え合い有償ボランティア事業（ほっ・と支え愛事業）

高齢者等が日常生活にお困りの場合、住み慣れた地域で暮らせるよう、有償ボランティア（協力会員）が家事などの援助を行います。また、認知症の方の介護をしているご家族の介護負担の軽減を図るため、見守りの援助も行います。

種類

家事援助、生活援助（庭の手入れ、認知症高齢者等の見守り）、外出援助（お出かけ同行）

費用

年会費（1,200 円）のほか、サービス内容に応じた料金（基準30分500 円、見守りは350 円、外出援助は550 円他）、交通費実費をご負担いただきます。

照会先

札幌市社会福祉協議会（ほっ・とプラザ）⇒ 35 ページ

認知症カフェ

認知症カフェは「認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集う場」です。お茶を飲んでゆっくり過ごしたり、認知症に関する相談をすることも可能です。

照会先

●認知症カフェを利用したい場合⇒ 各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

●認知症カフェの認証を受けたい場合⇒ 高齢保健福祉部介護保険課⇒ 35 ページ

※詳細については、インターネットで「札幌市認知症ナビ」を検索し、各認知症カフェにお問い合わせください。

男性介護者の交流会（ケア友の会）

認知症の方を介護する男性の方を対象に、介護や家事を行う上で役立つ講話や交流会を実施しています。

照会先 各区役所（保健福祉課）もしくは介護保険課⇒ 35 ページ

※詳細については、インターネットで「札幌市認知症ナビ」を検索し、ご確認ください。

特別障害者手当・各種障害者手帳・各種障がい福祉サービス等

認知症の状態によっては、特別障害者手当等を受給、各種障害者手帳を取得できる場合がございます。また、障害者控除対象者認定書の交付を受けることで、所得税等の障害者控除が適用される場合があります。

相談先 各区役所（保健福祉課）⇒ 35 ページ

※特別障害者手当等の詳細は、インターネットで「札幌市 障がいのある方のための福祉ガイド」を検索し、ご確認ください。



札幌市地域包括支援センターのイメージキャラクター「ほッター」（左）と
札幌市介護予防センターのイメージキャラクター「かよるん」（右）

■ 札幌市役所

	名 称	所在地	電話番号
区役所	中央区役所	中) 南3西11	231-2400
	北区役所	北) 北24西6	757-2400
	東区役所	東) 北11東7	741-2400
	白石区役所	白) 南郷通1南8	861-2400
	厚別区役所	厚) 厚別中央1-5	895-2400
	豊平区役所	豊) 平岸6-10	822-2400
	清田区役所	清) 平岡1-1	889-2400
	南区役所	南) 真駒内幸町2	582-2400
	西区役所	西) 琴似2-7	641-2400
	手稲区役所	手) 前田1-11	681-2400
保健福祉局	高齢保健福祉部 高齢福祉課	中) 北1西2	211-2976
	高齢保健福祉部 介護保険課	//	211-2547
	高齢保健福祉部 事業指導担当課	//	211-2972
清掃事務所等	中央清掃事務所(担当:中央区)	南) 南30西8	581-1153
	北清掃事務所(担当:北区)	北) 屯田町990-3	772-5353
	東清掃事務所(担当:東区)	東) 丘珠町873-1	781-6653
	白石清掃事務所(担当:白石区、厚別区)	白) 東米里2170	876-1753
	豊平・南清掃事務所(担当:豊平区、清田区、南区)	南) 真駒内602	583-8613
	西清掃事務所(担当:西区、手稲区)	西) 発寒15-14-2-1	664-0053
	大型ごみ収集センター	—	281-8153

■ 社会福祉協議会

名 称	所在地	電話番号
札幌市社会福祉協議会	中) 大通西19 札幌市社会福祉総合センター	614-3345
地域福祉係	//	614-3344
札幌市成年後見推進センター	//	624-6901
ボランティア活動センター	//	623-4000
ほっ・とプラザ	//	623-4010
中央区社会福祉協議会	中) 南3西11	281-6113
北区社会福祉協議会	北) 北24西6 北区役所1階	757-2482
東区社会福祉協議会	東) 北11東7 東区民センター1階	741-6440
白石区社会福祉協議会	白) 南郷通1南8 白石複合庁舎1階	861-3700
厚別区社会福祉協議会	厚) 厚別中央1-5 厚別区民センター1階	895-2483
豊平区社会福祉協議会	豊) 平岸6-10 豊平区民センター1階	815-2940
清田区社会福祉協議会	清) 平岡1-1 清田区総合庁舎3階	889-2491

南区社会福祉協議会	南) 真駒内幸町 2 南区役所 3 階	582-2415
西区社会福祉協議会	西) 琴似 2-7 西区役所 1 階	641-6996
手稲区社会福祉協議会	手) 前田 1-11 手稲区民センター1 階	681-2644

■ 老人福祉センター・保養センター駒岡

名 称	所在地	電話番号
中央老人福祉センター	中) 大通西 19	614-1001
北老人福祉センター	北) 北 39 西 5	757-1000
東老人福祉センター	東) 北 41 東 14	741-1000
白石老人福祉センター	白) 栄通 6	851-1551
厚別老人福祉センター	厚) 厚別中央 1-7	892-2211
豊平老人福祉センター	豊) 中の島 2-3	811-5201
清田老人福祉センター	清) 清田 3-3	885-8500
南老人福祉センター	南) 石山 78-68 (石山緑地内)	591-3100
西老人福祉センター	西) 二十四軒 4-3	641-4001
手稲老人福祉センター	手) 曙 2-1	684-3131
保養センター駒岡	南) 真駒内 600-20	583-8553

■ 地域包括支援センター・介護予防センター

区	担当地区	介護予防センター		地域包括支援センター	
中央区	本府・中央、西創成、 大通・西、桑園	大通公園	271-1294	中央区第1	209-2939
	東北・東、苗穂、豊水	北一条	777-1025		
	南円山、円山	円山	633-6056	中央区第2	520-3668
	宮の森	宮の森	611-7741		
	曙、幌西	曙・幌西	633-6055	中央区第3	205-0537
	山鼻	旭ヶ丘	532-6110		
北区	鉄西、幌北、北	新道南	707-4129	北区第1	700-2939
	新琴似	新琴似	769-2800		
	麻生、太平百合が原	百合が原	774-3333	北区第2	736-4165
	篠路茨戸	篠路	770-6161		
	拓北・あいの里	茨戸	773-6110	北区第2 拓北・あいの里支所	214-9323
	新川、新琴似西	新川・新琴似西	764-2232	北区第3	214-1422
	屯田	屯田	774-3740		

東区	鉄東、苗穂東	なえぼ	782-7010	東区第1	711-4165
	北光	北光	752-6110		
	北栄	北栄	751-1294		
	元町	元町	784-0808	東区第2	781-8061
	伏古本町	伏古本町	781-1100		
	札苗	東苗穂	789-6050		
	栄西	栄町	748-8484	東区第3	722-4165
	栄東、丘珠	栄・丘珠	780-5512		
白石区	白石	白石中央	864-5535	白石区第1	864-4614
	北東白石	川下	875-6810		
	東札幌、菊水	菊水	820-1365	白石区第2	837-6800
	北白石、菊の里	菊の里	879-6012		
	東白石、白石東	本通	876-8965	白石区第3	860-1611
厚別区	厚別西、厚別東	厚別西東	896-5019	厚別区第1	896-5077
	もみじ台	もみじ台	898-8660		
	厚別中央、青葉	厚別中央・青葉	896-1475	厚別区第2	375-0610
	厚別南	大谷地	894-6110		
豊平区	豊平、美園	美園	817-1294	豊平区第1	841-4165
	平岸、中の島	中の島	813-3311		
	西岡	西岡	581-3000	豊平区第2	836-6110
	福住、東月寒	東月寒・福住	852-8830		
	月寒	月寒	857-6110	豊平区第3	854-7777
	南平岸	南平岸	584-1325		
清田区	北野、平岡	北野・平岡	885-1230	清田区第1	888-1717
	清田、里塚・美しが丘	清田・里塚・美しが丘	885-7119	清田区第2	887-5588
	清田中央	清田中央	882-5322		
南区	石山、芸術の森	石山・芸術の森	592-7622	南区第1	867-0710
	澄川	澄川	598-1295		
	簾舞、藤野、定山溪	定山溪	598-3311	南区第2	572-6110
	藻岩、南沢	もいわ	578-4525		
	真駒内、藻岩下	まこまない	581-1294	南区第3	588-6510
西区	八軒、八軒中央	八軒	624-7026	西区第1	611-1161
	琴似二十四軒、山の手	山の手・琴似	631-6110		
	西町	西町	663-2558	西区第2	661-3929
	西野	西野	668-3300		
	発寒北、発寒	発寒	666-6855	西区第3	671-8200
手稲区	前田	まえだ	685-3141	手稲区第1	695-8000
	新発寒、富丘西宮の沢	新発寒・富丘・西宮の沢	683-5561		
	手稲、手稲鉄北	中央・鉄北	682-1294	手稲区第2	686-7000
	稲穂金山、星置	稲穂・金山・星置	685-8366		

協力者一覧

札幌市認知症ガイドブック 監修

札幌市認知症支援事業推進委員会 委員長

伊古田 俊夫 勤医協中央病院 名誉院長

認知症ケアパス作成ワーキンググループ（札幌市認知症ガイドブック作成・編集）

千田 晃禎 札幌市豊平区第3地域包括支援センター センター長

泉 京子 札幌市手稲区第2地域包括支援センター センター長

菊地 伸 札幌市西区介護予防センター西町 センター長

水野 早矢香 札幌市北区保健福祉部保健福祉課保健支援係 保健師

宮下 未奈 札幌市白石区保健福祉部保健福祉課保健支援係 保健師

SAPPORO

笑顔になれる街



札幌市認知症ガイドブック

平成 29 年 1 月発行 令和 7 年 9 月改訂

発 行 元 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
TEL 211-2547
FAX 218-5117



さっぽろ市
01-F03-25-1775
R7-1-111